

議事日程第6号

令和6年12月17日（火）

第1 議案上程（議案第74号から第105号まで）

委員長報告（総務、教育厚生、産業建設、予算特別）

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1 は議事日程に同じ

第2 議案上程（議案第106号及び第107号）

提案理由の説明（市長）、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第3 議会案上程（議会案第19号から第23号まで）

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

出席議員（16人）

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	沼田弘史
副事務局長	濱野美紀子
主席主査	中川祐司
主事	菅原優美

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
教 育 長	鈴 木 雅 彦	監 査 委 員	鈴 木 誠
総 務 企 画 部 長	鈴 木 健	地域づくり推進監 兼 防 災 監	八 端 隆 公
市 民 福 祉 部 長	田 村 力	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	杉 本 一 也
産 業 建 設 部 長	湊 智 志	建 設 技 監	佐 藤 透
企 業 局 長	畠 山 隆 之	企 画 政 策 課 長	高 桑 淳
総 務 課 長	平 塚 敦 子	財 政 課 長	天 野 秀 一
福 祉 課 長	北 嶋 三 世	観 光 課 長	木 村 高 志
農 林 水 産 課 長	夏 井 大 助	病 院 事 務 局 長	原 田 徹
会 計 管 理 者	湊 留美子	教 育 総 務 課 長	村 井 千鶴子
学 校 教 育 課 長	笹 渕 美 穂	選 管 事 務 局 長	(総 務 課 長 併 任)
監 査 事 務 局 長	佐 藤 一 明	農 委 事 務 局 長	鎌 田 重 美
企 業 局 管 理 課 長	目 黒 一 人	ガ ス 上 下 水 道 課 長	斉 藤 清 彦

午後 2時00分 開 議

○議長（小松穂積） これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に、市長より発言の申出がありますので、これを許します。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 本日の議事に入ります前に、貴重なお時間をお借りして、来春に予定されている市長選挙への対応について申し上げます。

私は、7年前に初めて市政のかじ取り役を担って以来、今日に至るまで、男鹿のさらなる発展を図るには、全ての市民が心をつなげて「オール男鹿」で前に進むことが大切であるとの思いで、市政に臨んでまいりました。

また、職員に対しては、一人一人が経営者であり、営業マンであるよう意識改革を促しながら、市民の幸せの実現に向け「利他の精神」で仕事に励むよう求めてまいりました。

こうした基本姿勢の下、2期目においては、コロナ禍や物価高、大雨被害といった目の前の危機に対応しながら、1期目の成果と課題を踏まえ、男鹿の将来の発展に向けた基盤づくりに全力で取り組んでまいりました。

この結果、産業面では、27年ぶりとなる船川港の港湾計画の改訂をはじめ、洋上風力の訓練センターの開設や大型船舶の修繕が可能な船揚場の整備など、船川港の機能強化の動きが本格化したほか、観光面では、念願の男鹿駅前へのホテルの進出や鶴ノ崎地区へのリゾート宿泊施設の立地、男鹿温泉郷等の既存施設の改修による高付加価値化が図られてきております。

また、1期目から継続的に取り組んでいるJR男鹿駅周辺広場は、オガーレを含め年々活気あふれる場所となり、若者たちが様々な事業を手がけるなど、町の変化が顕著になってきております。

農業・水産業の面では、圃場整備の新規採択や経営の法人化が進展したほか、旧野石小学校を活用したパック御飯工場、本県初となる閉鎖循環方式の陸上養殖事業など、次代をリードする事業が動き出しております。

市民の暮らしの面では、長年の懸案であったジョイフルシティ跡地へのショッピングモールの誘致、斎場の大規模改修に加え、生活に欠くことのできない消防・ごみ処理・し尿処理について、近隣自治体と広域化の実現に向けて協議を重ねております。

さらに、子育て・教育面では、給食費や保育料、医療費の無償化をはじめ、船越こども園や船越小学校の整備など、子育て環境日本一を目指した施策事業を各般にわたって展開するとともに、小学校、中学校の統合についても、円滑かつ着実に進めてきております。

このように、市議会や市民の皆様の理解と協力の下、職員と一丸となって取り組んできたことが、具体的な成果として現れてきていると認識しております。一方で、最大の課題である人口減少や少子化対策については、現時点で、まだ思うような成果は得られておりません。

このため、企業の立地や大型の投資案件など、将来につながる新たな動きを一つ一つしっかりと形にして軌道に乗せ、それを若者や女性の地元定着と回帰につなげることで、少子化や人口減少のスピードを少しでも緩やかなものにしていく必要があります。併せて、人口減少下にあっても市民が安心して暮らしていけるよう、生活の質を高める取組に力を入れることが重要と考えております。

こうした課題に全身全霊で立ち向かい、ふるさと男鹿の発展の道筋を確かなものにしていくため、引き続き、市政のかじ取り役を担わせていただきたいと考え、このたび、3期目に挑戦する決意をいたしました。

議員各位、市民の皆様の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第6号をもって進めます。

日程第1 議案第74号から第105号までを一括上程

○議長（小松穂積） 日程第1、議案第74号から第105号までを一括して議題いたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。6番蓬田司委員長

【総務委員長 蓬田司 登壇】

○総務委員長（蓬田司） 総務委員会に付託になりました議案について、審査の経過と

結果を御報告いたします。

初めに、議案第 79 号字の区域の変更についてであります。

本議案は、秋田県が施行した五里合地区農地集積加速化基盤整備事業に伴い、同事業の施行区域内の字の区域を変更するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 80 号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更についてであります。

本議案は、井川町・潟上市共有財産管理組合が令和 7 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合同約を変更する必要があるため、組合同約の変更に関する関係地方公共団体との協議について議会の議決を求めるものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 81 号財産の無償譲渡及び無償貸付についてであります。

本議案は、旧夕陽温泉 WAO の建物及び土地の一部を株式会社男鹿なまはげ魚工房へ無償で譲渡し、及び貸し付けるものであります。

本案について、第 1 点として、委員より、建物を無償譲渡するに至った経緯と産業の振興の捉え方について質疑があり、当局から、経緯に関しては、遊休施設の有効活用が大前提である。仮に、有償譲渡し、事業者側が多額の初期投資が必要な物件を購入するのかを考えた場合、無償とし事業者の初期投資を軽減した上で、産業振興や地域の活性化に貢献していただくことが、より双方の利益につながるものと判断した。また、当該事業を 5 年間運営することを条件としており、5 年後には事業の経営状況等も考慮した上で、土地については、無償貸付を継続するか、有償貸付とするかを含め、再度協議してまいりたい。との答弁がありました。

さらに委員より、事業が期待された成果に至らなかった場合の契約上の対策について質疑があり、当局から、今後予定している譲渡等の契約に関しては、細部を協議中であるが、5 年間の事業継続に加え、リスクを回避する条文を盛り込むなど対応してまいりたい。との答弁がありました。

第２点として、委員より、建物の譲渡に当たり、老朽箇所の修繕に対する要望などがあつたか。との質疑があり、当局から、無償譲渡に関しては、公募の条件として何らかの瑕疵がない限り、現状で引き渡すこととしている。現在、温泉の源泉地で土地周辺への漏水が確認されており、この点に関しては、修繕するかどうかを含め、現在調査中である。との答弁がありました。

さらに委員より、契約時期について質疑があり、当局から、契約時期については、漏水の対応も含め協議してまいりたい。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第９３号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第９４号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第９５号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第９６号男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本４議案は、秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するため、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、及び一般職の職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の給料月額を改定するため、各条例の一部を改正するものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本４議案について、第１点として、委員より、人事委員会勧告の民間給与調査は、事業所規模が５０人以上の企業と承知しているが、この調査に男鹿市の事業所は含まれているのか。との質疑があり、当局から、県内の３６４事業所のうち、１１０事業所が調査対象となっているが、市内の事業所が含まれているかどうかについては、公表されていないことから、市では把握していない。との答弁がありました。

第２点として、委員より、民間給与との較差を是正した上で、質の高いサービスの提供に対する考えについて質疑があり、当局から、今回の人事委員会勧告に基づく大幅な給与引上げは、公民較差の解消を図るだけでなく、有為な人材の確保につなげる

ため給与制度のアップデートを図る内容となっている。職員に対しては、給与引上げに見合った仕事の仕方を常に意識することを周知した上で、事務の効率化を図りながら、期待される事業についてはスピード感を持って取り組むとともに、事務処理誤りがないよう組織として意識の醸成を図ってまいりたい。との答弁がありました。

第3点として、委員より、勤勉手当が支払われない例があるのか。また、職務権限において、勤勉手当の支払率等を調整することは可能なのか。との質疑があり、当局から、勤勉手当の支給基準日は、6月1日と12月1日であり、育児休業や病気休暇等でその間全く勤務がない場合は、勤勉手当を支給していない。また、人事評価により、標準より率が下がる職員も何人かいるが、このことに関しては、庁内の調整会議において評価者の評価の整合性等を調整した上で決定している。との答弁がありました。

第4点として、委員より、今回の給与改定に伴う経常収支比率及び今後の財政運営への影響について質疑があり、当局から、今回の給与改定は、異動調整も含め1億円弱の補正額であり、経常収支比率への影響は、約1ポイントと非常に大きな上がり幅となる。今後は、この先の人口減少や人口に見合い、かつ行政サービスに支障を来すことのない職員数等、今後の状況を十分見通した上で、財政運営に努めなければならないと認識している。これまでも行政改革等において様々取り組んできたところであるが、DXの推進等により、さらに業務を効率化するなど、引き続きあらゆる手だてを模索してまいりたい。との答弁がありました。

さらに委員より、世相を鑑みた人事委員会勧告と承知しているが、市内事業所の給与及び行政サービスの質を含め、市民の理解が得られるような方向性を示していただきたい。との意見がありました。

以上の審査経過により、本4議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。8番佐藤誠委員長

【教育厚生委員長 佐藤誠 登壇】

○教育厚生委員長（佐藤誠） 教育厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第 7 4 号男鹿市立学校給食共同調理場等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市立小中学校南部共同調理場を男鹿市立小中学校東部共同調理場に統合することにより、学校給食業務を効率的に運営するため、本条例の一部を改正するもので、当局から、調理場の統合後、現在、東部共同調理場から配送している脇本第一小学校については、若美学校給食センターからの配送になる。両調理場とも一時的に食数は増加するものの、十分に提供可能な範囲内である。との説明がありました。

本案について、第 1 点として、委員より、統合によって調理食数が増加することに伴う衛生管理体制の強化策について質疑があり、当局から、併せて職員の増員も検討しており、人手不足によって給食の安心・安全が損なわれるということはない。また、調理業務等を民間委託している若美学校給食センターについては、公募型プロポーザルの際に、食中毒防止のための十分な対策を講じていることを確認した上で業者選定しているほか、市直営の東部共同調理場についても、マニュアルを作成し、異物混入や食中毒の予防に十分努めているところである。との答弁がありました。

第 2 点として、委員より、今後想定している運営方法について質疑があり、当局から、残る東部共同調理場の正職調理員の退職時期を考慮し、若美学校給食センター同様に調理業務等を民間委託する方向で考えている。との答弁がありました。

第 3 点として、委員より、現在の学校給食 1 食当たりにかかる費用は幾らか。育ち盛りの子どもたちにとって大切な給食の質や量に物価の高騰による影響はないか。との質疑があり、当局から、1 食当たりの賄材料費、いわゆる食材のみにかかる費用を中学校では 3 8 0 円と設定している。現段階では、給食の質や量を落とすことなく、男鹿産減農薬米をはじめとする地場産食材も活用しながら、安心・安全な給食を提供できている。引き続き、物価高騰による影響を把握しながら、不足分については予算計上していきたい。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 7 6 号男鹿市立保育園等の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿市立保育園等の指定管理者として、社会福祉法人男鹿保育会を指定

するもので、当局から、指定管理期間の令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間ににおける園児数の推移などが示されたほか、保育士の配置について、園児数の減少や市派遣職員の退職を踏まえ、保育会の正職員保育士数は令和7年度に見込む83名を維持しつつ、保育の質の向上や処遇改善の観点から、保育補助及び臨時保育士は段階的に減らしていきたい。また、保育サービスについては、全ての園で一時的保育を実施するとともに、休日保育を脇本保育園から船越こども園に変更して実施する。との説明がありました。

本案について、第1点として、委員より、共働きが当たり前となった現代の子育て世帯にとって、現在の市の保育サービスは果たして十分と言えるだろうか。子育て環境日本一をうたう本市においては、保育サービスのさらなる向上が必要だと考えるが市の考えについて質疑があり、当局から、本市では、子育ての援助を受けたい方と、援助を行いたい方をつなぎ、地域での相互援助を行うことを目的としたファミリー・サポート・センター事業を実施しているが、いまだ提供会員が少なくニーズに応えきれていない状況にある。また、病児保育も未実施のため、周りに頼れる人がいない状況下での保育サービスについては課題があり、充実させていかなければいけないと認識している。との答弁がありました。

第2点として、委員より、市からの派遣保育士の状況について質疑があり、当局から、現在、市から派遣している保育士24名は社会福祉法人男鹿保育会を指定管理者に指定した平成25年度以前に採用した職員で、今後、定年により毎年1名ないし2名の退職が見込まれている。との答弁がありました。

第3点として、委員より、法人保育士の待遇について、給与は県内他市と比較してどうか。との質疑があり、当局から、初任給で比較した場合、本市は同等あるいは上回っており、決して見劣ることはない。との答弁がありました。

第4点として、委員より、子育て中の方など、あえて短時間労働を求める方もいる中で、臨時保育士を段階的に減らしていくことは時代に逆行しているのではないかと。との質疑があり、当局から、正職員だけでは手薄となる朝の早い時間帯や夜の遅い時間帯には、短時間勤務の臨時保育士が必要であることから、臨時保育士をゼロにすることは考えていないが、できるだけ正職員として採用することで処遇改善を図っていききたい考えである。との答弁がありました。

この答弁に対し、委員より、特に保育会にあっては、子育て世帯の気持ちが分かる職員が多く在籍しているのではないかと。正職員であっても柔軟な働き方を選択できるような仕組みについて検討していただきたい。との意見がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 8 2 号船越こども園新築工事請負変更契約の締結についてであります。

本議案は、令和 5 年男鹿市議会 6 月定例会議案第 4 2 号をもって議決された船越こども園新築工事請負契約について、資材及び労務単価の急激な上昇に伴い、契約事項第 2 5 条第 6 項、インフレスライド条項の規定により、工事請負金額の増額変更を行うため変更契約を締結するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。3 番鈴木元章委員長

【産業建設委員長 鈴木元章 登壇】

○産業建設委員長（鈴木元章） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第 7 5 号男鹿市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、国が法改正に至った背景や目的を踏まえ、市が条例を改正する必要性とは何か、現企業局体制で問題となっている部分があるのか。また、布設工事監督者や水道技術管理者が増加することで、人件費など経営にも影響が及ぶのではないかと。との質疑があり、当局から、国においては、水道整備・管理行政に携わる職員の減少が全国的に問題となってきたという状況に鑑み、学科要件等の追加や学位に応じて必要な実務経験年数の短期化など、技術職員の確保を図るため、水道

法施行令及び施行規則の法改正に至ったものと認識している。本市においても、今後技術職員の減少が見込まれる中、要件緩和により資格者を確保することは必要と考えている。本条例の改正により、本市における資格要件を満たす職員数は、布設工事監督者が5名から7名に、水道技術管理者が5名から8名に増加するが、この資格は通常の水道事業を運営するに必要な資格要件であり、資格要件を満たす職員が増加しても、人件費など経営に影響するものではない。との答弁がありました。

さらに委員より、企業局という部署は専門的な知識や技術が求められるため、新卒者が即戦力になることが難しく、一定の経験年数が求められる。一方、身を切る経営改革で、ぎりぎりの人員体制で運営しており、有事の際の対応等が懸念されることから、日頃から管理者に対しては、現場の声として人員確保の要求をしていくべきである。との意見がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第77号男鹿総合観光案内所の指定管理者の指定について及び議案第78号男鹿温泉交流会館五風の指定管理者の指定についてであります。

本2議案は、観光課が所管する公の施設の指定管理者として、「男鹿総合観光案内所」は「一般社団法人 男鹿市観光協会」を、「男鹿温泉交流会館五風」は「男鹿温泉郷協同組合」を、それぞれ指定するものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本2議案について、第1点として、委員より、男鹿総合観光案内所をさらに有効活用するための方策について質疑があり、当局から、指定管理者においては、展示・休憩スペースを活用した写真展の開催等による集客策や、水族館にて開催している期間限定イベントなどのタイムリーな情報発信に努めるほか、観光協会が作成している「お散歩マップ」を活用した「まち歩き」の案内など、地域と連携したさらなる取組を考えているところである。との答弁がありました。

さらに委員より、トイレの利用時間を延長する考えについて質疑があり、当局から、24時間休憩できることが設置目的の一つである道の駅とは違い、観光案内所という施設の性格上、利用者は日中が中心であり、時間を延長することは財政負担も伴うほか、市内における他の観光拠点のように、周辺にトイレがない場所とは異なり、

船越地区においては、近隣にトイレが利用できる施設が複数存在することから、現時点では利用時間を延長する必要性は低いと考えている。との答弁がありました。

第2点として、委員より、男鹿温泉交流会館五風を中心として、足湯でにぎわう有名な温泉街のように、日中でも観光客が楽しめる温泉郷全体の環境づくりを進めるべきでないか。との質疑があり、当局から、冬季誘客キャンペーンに合わせ、会館横にある市場スペースを活用し、ガラスの浮き球とLED演出によるSNS映えスポットを準備しているほか、冬でも楽しめる体験型コンテンツとして、なまはげ太鼓演者による太鼓のレッスンや、ナマハゲの所作講習を用意しているところである。五風を拠点に新たな体験型コンテンツを増やししながら、温泉郷全体の集客につなげてまいりたい。との答弁がありました。

さらに委員より、市が先頭になりながら指定管理者と共に、宿泊を伴う各種大会や研修会等の誘致活動を積極的に展開すべきでないか。との質疑があり、当局から、今後、宿泊施設が増えていくことから、観光分野だけでなく、様々な分野から情報を収集し、コンベンション等の誘致に向けて、こういった営業活動ができるのか検討していきたいと考えている。また、来年度以降、県内外から多くの人が集まるイベントについて、男鹿市内での開催に向け、誘致活動を進めているところである。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本2議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。11番笹川圭光委員長

【予算特別委員長 笹川圭光 登壇】

○予算特別委員長（笹川圭光） 予算特別委員会に付託されました、議案第83号令和6年度男鹿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてから議案第92号令和6年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第2号）まで、及び議案第97号令和6年度男鹿市一般会計補正予算（第7号）から議案第105号令和6年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第3号）までの審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、去る6日に開会し、正副委員長互選の後、各予算について補足説明を受け、質疑を行いました。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ御報告申し上げます。

第1点は、企業誘致対策事業についてであります。

一つとして、一般会計補正予算（第6号）において、奨励措置が適用されることとなった宿泊施設に対する施設整備費補助金が予算計上されているが、当該施設の利用状況等や、雇用奨励金の対象となる雇用人数の計画について。

二つとして、今回の奨励措置は商工業振興促進条例に基づくものであるが、農業法人同士の事業連携や法人化に伴う施設整備など、農業の分野における補助への考え方について。

三つとして、男鹿駅前に建設されるホテルに対する奨励措置の考え方について。

第2点として、船越こども園の屋上テラスについて、フェンスは高さが1.1メートル以上で、様々なシミュレーションを実施し、安全・安心な保育ができるよう準備を進めているとのことであるが、現場サイドからは不安を感じているような声は上がらなかったのか。また、安全の確保のため、テラスの安全の指針をつくり、その運用をしっかりと行うことで、保護者の安心・安全を担保するようにしてはどうかと思うが、指針をつくることへの考え方について。

第3点として、男鹿みなと市民病院においては、厳しい経営環境にある状況下で、経営強化プラン等に基づき経営改善に向けた検討やシミュレーションなどの取組を進めていると思われるが、将来的な病院の在り方をどのように考えているのか。また、緊急性が低い救急出動に係る、男鹿みなと市民病院における現状及び影響の有無について。

第4点として、市内の除雪に係るローダー、グレーダーなど、除雪機械ごとの1時間当たりの料金設定に係る算定根拠及び事業者が除雪に従事する際に時間的なロスを生じない効率的な運用に対する考え方について。

第5点として、パック御飯工場における上水道の使用割合は、市内全体の給水量に対してどの程度が見込まれ、上水道の経営にどの程度寄与するのか。また、将来的に工場において増産していく場合、市民の方々への水道水の供給について、不足することがないのか、について。

第6点として、子宮頸がんワクチンの接種に対する大幅な需要増加に伴い、接種を

希望しても接種できていない事例が本市においても生じているのか、について。

第7点として、今回、一般会計補正予算（第6号）において、新規事業として「ふるさと納税支援業務」の債務負担行為を設定するとあるが、ふるさと納税に係る業務を市ではどのような形で運営していくのか、についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったものであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査したものであります。

各分科会とも全ての審査を終了しましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第83号令和6年度男鹿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてから議案第92号令和6年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第2号）まで、及び議案第97号令和6年度男鹿市一般会計補正予算（第7号）から議案第105号令和6年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第3号）までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（小松穂積） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は通告がありませんので、終結いたします。

これより議案第74号から第105号までを一括して採決いたします。

本32件に対する各委員長の報告は可決及び承認であります。本32件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号から第105号までについては、原案のとおり可決及び承認されました。

日程追加の件

○議長（小松穂積） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より議案第106号及び

第１０７号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第２ 議案第１０６号及び第１０７号を一括上程

○議長（小松穂積） 日程第２、議案第１０６号男鹿市ガス供給条例の一部を改正する条例について、及び議案第１０７号令和６年度男鹿市一般会計補正予算（第８号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） ただいま議題となりました、議案第１０６号及び第１０７号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、条例案であります。議案第１０６号は、物価高により厳しい状況にある生活者を支援することを目的に、電気・ガス料金負担軽減支援事業によるガス料金の値引きを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、予算案であります。議案第１０７号の一般会計補正予算は、国の経済対策の一環として、物価高騰の影響を受けている低所得世帯の生活を支援するための経費を措置したもので、歳入歳出それぞれ１億７，０５０万円を追加し、補正後の予算総額を１８６億６，７２０万円とするものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（小松穂積） 暫時休憩いたします。

午後 ２時４９分 休 憩

午後 ２時５０分 再 開

○議長（小松穂積） 再開いたします。

次に、議案の説明を求めます。

初めに、畠山企業局長の説明を求めます。畠山企業局長

【企業局長 畠山隆之 登壇】

○企業局長（畠山隆之） 私からは、議案第106号について御説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお開き願います。

男鹿市ガス供給条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、物価高により厳しい状況にある生活者を支援することを目的に、電気・ガス料金負担軽減支援事業によるガス料金の値引きを行うため、本条例の一部を改正するものです。

次のページをお願いいたします。

改正条文です。改正後と改正前の新旧対照表となっております。

改正内容は、制定附則に記載の条文を追加するもので、第1号により、令和7年2月、3月検針分の料金については、使用量に応じ1立方メートル当たり9.1円を値引きし、第2号では、令和7年4月検針分について、1立方メートル当たり4.55円を値引きします。

なお、条文の値引き額は消費税抜きであり、需要家に対する料金値引きについては、税込みの10円または5円となります。

施行期日は、令和7年2月1日からです。

以上で議案第106号の説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、鈴木総務企画部長の説明を求めます。鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） それでは私から、令和6年度男鹿市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、一般会計補正予算（第8号）案の概要をお開き願います。

ファイルの保存場所ですけれども、同じフォルダ内のR6一般会計補正予算（8号）案の概要でございます。

本補正予算は、歳入歳出予算に1億7,050万円を追加し、補正後の予算総額を

186億6,720万円とするものであります。

補正予算の財源は、全額一般財源で、財政調整基金繰入金及び地方交付税であります。

2ページをお願いいたします。

今回の補正は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の一環として、物価高騰の影響を受けている低所得世帯の生活を支援するための経費を計上したものであります。

3ページをお願いいたします。

(1)の「低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金」及び「こども加算」給付事業は、物価高騰による経済的負担を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を対象に1世帯当たり3万円を給付するとともに、この給付金が該当する世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している子育て世帯に対しては、児童1人当たり2万円の加算金を給付するものであります。

事業費は、特別給付金給付事業は1億3,953万9,000円で、こども加算給付事業は366万1,000円であります。

財源は一般財源としておりますが、現在、国会で審議中の補正予算が成立した後に、全額、財源振替する予定としております。

4ページをお願いいたします。

(2)の「灯油等購入費助成金助成事業」は、灯油価格等の高騰を受け、特に家計への影響が大きい低所得世帯を対象に灯油等の購入費として1世帯当たり6,000円を助成するもので、事業費は2,730万円であります。

こちらの事業も財源は一般財源としておりますが、今後、財源振替する予定としております。

以上をもちまして一般会計補正予算(第8号)の説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(小松穂積) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員

会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第106号及び第107号を一括して採決いたします。本2件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第106号及び第107号は、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長(小松穂積) 次に、お諮りいたします。ただいま議会議案第19号から第23号までが提出されました。この際、本5件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本5件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第3 議会議案第19号から第23号までを一括上程

○議長(小松穂積) 日程第3、議会議案第19号から第23号までを一括して議題といたします。

職員に議会議案を朗読させます。

【職員朗読】

議会議案第19号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

議会案第 20 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書

議会案第 21 号 介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書

議会案第 22 号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施することを求める意見書

議会案第 23 号 「18 歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施することを求める意見書

○議長（小松穂積） お諮りいたします。本 5 件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本 5 件については、提案理由の
説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第 19 号から第 23 号までを一括して採決いたします。本 5 件につ
いては、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議会案第 19 号から第 23 号ま
では、原案のとおり可決されました。

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない
「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。
これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少

ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。

日本医労連・全大教・自治労連で取り組んだ「２０２２年看護職員の労働実態調査」結果では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は８割にものぼり、仕事を辞めたい理由（３つまで選択）では、「人手不足で仕事がきつい」６割、「賃金が安い」４割、「思うように休暇が取れない」３割、「夜勤がつらい」２割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」２割などと続きました。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。安全・安心の医療・介護の実現のために、下記の事項を要請します。

記

- １．安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
- ２．医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - ②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③介護施設や有床診療所などで行われている「１人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
- ３．新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
- ４．患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年12月17日

秋田県男鹿市議会

議長 小松穂積

内閣総理大臣	石破茂	殿
厚生労働大臣	福岡資麿	殿
財務大臣	加藤勝信	殿
総務大臣	村上誠一郎	殿

政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し

全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、令和6年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込みました。

しかし、「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のベア評価料や、介護報酬の新加算はその目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もいるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ています。その結果、2.5%のベースアップどころか、定期昇給分を含めても、2.0%程度にとどまる定昇並みの賃上げにしかならず、他の産業では5～10%の賃上げが実現している今年、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっています。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。コロナ禍で経験したような、入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不

足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急の処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、全てのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を、再度実行性を伴う形で実施すべきです。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の抜本的な引上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施すべきです。

私たちは差別と分断を許さず、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、以下要請し、実施を強く求めるものです。

記

1. 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。
2. 全ての医療機関と介護事業所を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年12月17日

秋田県男鹿市議会

議長 小松穂積

内閣総理大臣 石破 茂 殿

厚生労働大臣 福岡 資 麿 殿

財務大臣 加藤 勝 信 殿

総務大臣 村上 誠一郎 殿

介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書

介護保険制度は施行から24年が経過しました。しかし、利用料、食費・居住費などの重い費用負担のために必要なサービスを十分利用できない実態が広がり続けており、家族介護を理由とする介護離職も高止まりのままです。令和6年度の介護報酬改定はプラス改定となりましたが、介護職員と全産業平均との月額約7万円の賃金格差を埋めるには程遠い内容であり、介護事業所の経営に困難をもたらしている物価上昇分をカバーすることもできない改定です。さらに、訪問介護の報酬が引き下げられたことで、地域で最も身近な小規模の訪問介護事業所が廃業に追い込まれる事態も生じ、各地で不安の声が噴出しています。

介護現場の人手不足も深刻です。ヘルパーの有効求人倍率が1.5倍を超えるなど、このままでは介護の担い手がいなくなり、介護保険制度そのものが崩壊しかねません。こうした中、政府は、私たちの反対の声で先送りにさせた利用料2割負担の対象拡大、ケアプラン有料化、要介護1・2のサービスの保険給付外しなど、さらなる改悪に向けた審議を令和7年から再開しようとしています。

介護する人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度の実現には、社会保障費を増やし介護保険の国庫負担を引き上げ、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。

以上の趣旨から、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求め、下記の事項について要望します。

記

1. 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、費用負担の軽減、サービスの拡充など介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること。
2. 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること。

3. 利用料2割負担の対象者の拡大、ケアプランの有料化、要介護1・2の保険給付はずし(総合事業への移行)など、介護保険の利用に重大な困難をもたらす新たな制度見直しを検討しないこと。
4. 全額国庫負担により、全ての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年12月17日

秋田県男鹿市議会

議長 小松穂積

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
総務大臣	村上誠一郎	殿
財務大臣	加藤勝信	殿
厚生労働大臣	福岡資麿	殿

「小・中学校給食費の無償化」を
国の制度として実施することを求める意見書

令和6年10月現在、秋田県では小・中学校完全給食費無償化は2市4町3村(36%)、費用の一部(半額)無償化している自治体は3町(12%)です。完全と一部無償化の合計では12市町村(48%)となっています。背景には急激に進む少子高齢化、コロナ禍、相次ぐ自然災害、急激な物価上昇で家計負担が増え、子育て家庭を支援しようとする各市町村の並々ならぬ決意があります。また、実施には踏み切れないものの検討を開始している自治体も多数あります。高校生にも給食を提供(一部

有料) し、子どもたちや家族から大歓迎されている自治体もあります。

文部科学省の調査では小・中学校などの学校給食費を無償化している自治体は令和5年度で全国775(43%)、平成29年度の76(4.4%)から約10倍と急拡大しています。東北では福島県が一部無償化も含めると98%の自治体で実施しています。また、青森県では、今年10月から県として市町村を支援することを決め、3自治体を除く93%の自治体で完全無償化となりました。

無償化実施の最大のネックは地方自治体の財源です。実施市町村では様々な工夫がされています。一般財源のほか、ふるさと納税を活用したり、経費を安定的に確保するため、自治体独自に新たに「学校給食無償化基金」を設置し実施している自治体もあります。しかし、実施できずにいる市町村においても、「住民から希望する声があるのは承知しているが、費用の確保は実現に向けた大きな課題であり、多額の経費が必要となるため、現時点で実施は難しい」として、国の制度のもとで学校給食費無償化が実現されることを切望しています。

以上の趣旨から、下記の事項について要望いたします。

記

1. 小・中学校給食費の無償化を国の制度として実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年12月17日

秋田県男鹿市議会

議長 小松穂積

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
総務大臣	村上誠一郎	殿

財 務 大 臣 加 藤 勝 信 殿
厚 生 労 働 大 臣 福 岡 資 麿 殿
文 部 科 学 大 臣 あ べ 俊 子 殿

「１８歳までの医療費窓口負担の無料化」を
国の制度として実施することを求める意見書

秋田県では１８歳までの医療費無料化が令和６年８月から２５市町村全てで実施となりました。令和５年１２月、秋田県が無料化実施市町村に対し半額助成を決断したことが実現する大きな契機となりました。少子化が進む秋田県で子育て家庭からも大変喜ばれています。

子育ての大きな不安の一つに、子どもの病気があります。そもそも子どもは病気にかかりやすく、抵抗力が弱いため、重症化することも多くあります。子どもの病気の早期発見・早期治療を支え、全ての子どもの健やかな成長を保障するために医療費の心配をなくすことは重要です。

これまでの取組で、自治体を実施する子ども医療費助成制度は、対象年齢を高校卒業までとする自治体が入院・通院とも７割にまで大きく拡充されてきました。しかし、制度の内容をみると、対象年齢、所得、制限、窓口での一部負担の有無など、自治体間で大きな格差が生じています。

一部負担はたとえ少額であっても受診の抑制につながります。どこで生まれ、どこに住んでいても、全ての子どもたちにお金の心配なく必要な医療が保障されるべきです。そのためには、国が責任をもって、子ども医療費窓口負担無料制度を創設すべきです。

平成３０年１２月には「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」ことを目的とした「成育基本法」が全会一致で成立しました。この法律を実効あるものにするためにも、国による子ども医療費窓口負担無料制度が望まれます。

以上の趣旨から、下記の事項について要望いたします。

記

1. 国の制度として、18歳年度末までを対象とする医療費窓口負担無料制度（入院時の食事負担を含む）を早期に創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年12月17日

秋田県男鹿市議会

議長 小松 穂 積

衆議院議長	額賀 福志郎	殿
参議院議長	関口 昌一	殿
内閣総理大臣	石破 茂	殿
総務大臣	村上 誠一郎	殿
財務大臣	加藤 勝信	殿
厚生労働大臣	福岡 資麿	殿
文部科学大臣	あべ 俊子	殿

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて12月定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時00分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 小 松 穂 積

議 員 船 木 正 博

議 員 佐 藤 誠